

令和元年7月4日

総務省 情報流通行政局 情報通信政策課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 取りまとめ（案）」
に対する意見について

今般、標記取りまとめ（案）（令和元年6月19日公表）に対する意見を別紙
のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申しあげま
す。

以 上

「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 取りまとめ（案）」に対する意見

No.	該当箇所	意見等	理由等
1	7頁 1-① 情報銀行の定義・考え方	個人が事業者サービスを申し込む際に、当該個人の同意を得て事業者がゲートウェイ経由で他の事業者にアクセスして個人の情報を取得することを可能とする機能をゲートウェイが提供する場合、ゲートウェイはあくまでも事業者間で個人の情報を伝達・連携する機能を有するのみで、ゲートウェイそれ自体では個人の情報を保持しないことから、当該ゲートウェイは「情報銀行」の定義のうち、「個人に関する個人情報を含むデータを管理」する者にあらず、「情報銀行」には該当しないと考えてよいか。	確認のため。
2	10頁 1-④ 情報銀行における個人情報の加工	「認定指針においてもこのこと（匿名加工情報や統計情報として加工して第三者提供がなされること）について個人から事前に同意を得ることは必須ではないが、個人情報の提供による便益を個人が受け取るという情報銀行の考え方を踏まえると、加工して提供するという旨やこれによる個人の便益について、個人に対して明らかにすることが必要である」としているが、「情報利活用の推進」との両立に向けて、本人への明示方法等について、事業者の負担等も勘案しつつ検討していくべきではないか。	情報利活用の促進のため。
3	13頁 1-⑦ 提供先第三者の選定	情報提供先がPマークなどを取得していない場合、認定基準に準じた扱いとする例外として「情報銀行の監督下で、提供先からPマーク・・・を取得している者に個人情報の取扱いを全て委託させる」とあるが、Pマーク等を有しない提供先がPマークを有する委託先を個人情報保護の観点から責任を持って管理監督できるとは考え難く、当該例外扱いは削除されるべき。	個人情報の提供先は、情報の取扱いのプロであるべきであり、必要な管理能力を有するべき。
4	23頁 3-③ 提供先第三者からの「再提供」禁止に関する考え方	個人情報保護法第23条第1項に定める、本人の同意無く、第三者提供が可能なケース（例：法令に基づく場合）の再提供も許容（明確化）すべき。	提供先第三者での実務に照らし、法令上、例外的に許容されているケースも想定した対応も、許容・明確化しておく必要があるため。
5	26頁 4. 「信用スコア」の取扱い	「『信用スコア』を扱う場合は、個人にとって不利益な利用とならないよう、留意する必要がある」と原則を定めているが、信用スコアの低さゆえに借入ができないといったような場合も不利益にあたるのか。仮にそうであれば、本記述は削除または「 <u>不当に</u> 不利益な利用とならぬよう」等に修正すべき。	信用スコアはその性質上、借入額の制限等個人にとって不利益となる利用は当然想定されるものであり、「個人にとって不利益な利用とならない」ことを原則として定めることには違和感がある。
6	その他	「第三者が保有する個人情報を情報銀行に収集する場合」の整理・検討も進めて欲しい。	実務上、提供元第三者より情報銀行が個人情報を取得するケースが生じる中、当該関係におけるモデル約款等の論点整理・対応が必要。